

第5章 計画の推進体制

1. 推進体制

本計画の推進に当たっては、施策・事業の進捗状況を定期的に把握し、評価を行う必要があります。推進体制を整備し、実効性のある推進を図ります。

市は、「中央市子ども子育て支援計画庁内連絡調整会議（庁内連絡調整会議）」、「中央市子ども子育て会議」、「事務局」を設置します。

1) 庁内連絡調整会議

庁内連絡調整会議は、市長を会長とした課長以上の庁内会議とし、本計画の主管部署である子育て支援課から要請を受け、計画策定及び推進に関する協力を担います。

2) 中央市子ども・子育て会議

中央市子ども・子育て会議は、市長から委嘱を受け、計画の策定審議や年度ごとの施策・事業の進捗状況について協議し、協議結果（意見・意向・提言・要望）を市に示します。また、必要に応じて住民に対する調査を行う場合があります。

3) 住民

市民やサービス利用者の立場で、本計画に対するパブリックコメント（意見・意向・提言・要望）や調査に応じます。

4) 事務局

事務局は、主管部署の子育て支援課内に設置され、中央市子ども・子育て会議の運営や庁内連絡調整会議への調整を担います。また、住民に対するパブリックコメントを実施します。

【推進体制のイメージ】

